

三井環メールマガジン —— 法務検察の闇を斬る

2012年 4月10日 Vol.0050

証拠隠し

1)

私は平成8年から2年間大阪高検刑事部で勤務したことがある。今でも記憶に残っている事件の一つに道頓堀川事件と言うのがある。それは、ホームレスが道頓堀川の橋の上から川に投げ込まれ死亡するという傷害致死事件である。

警察はA、B両名が共同して実行したとして傷害致死罪で逮捕し、大阪地検刑事部も警察の逮捕事実どおり認定し、両名とも同罪により大阪地裁に起訴した。

大阪地検には、特捜部、刑事部、交通部、総務部、公安部、公判部の6部があるが、起訴された事件は公判部の検事が立会いするシステムになっている。

その担当は女性検事であった。捜査した記録一式は起訴した刑事部検事から公判部の担当検事に引き継がれ、担当検事は、その記録の中から公判提出記録と残記録とに選別するのである。

公判提出記録を一綴りに、残記録を一綴りにして、公判提出記録は裁判所に証拠として提出し、他方残記録は女性検事の部屋のロッカーに保管するのである。

弁護人は、公判提出記録については閲覧謄写することができるが、残記録を閲覧謄写することは不可能であるので、どういう証拠があるのかさっぱり分からないのである。

重要事件であれば捜査記録一式の内、残記録のほうが多いのが通常である。

さて、公判廷においてAは「全く関与していない、Bの単独犯行である」として無罪を主張、他方Bは「Aと共同して実行した」として起訴事実を全面的に認めたのである。

ところで女性検事は犯行目撃者C、D両名の供述調書を証拠請求した。

C、D両名は「A、B両名がホームレスを橋の上から川に投げ込んだ」と供述しており、Bの公判廷でもそう供述をしていたのだ。このまま公判が推移するとA、B両名が共同して実行したとして、Aは傷害致死罪を認定されるのである。

ところが、Aの弁護人はどこから情報を入手したのか定かではないが、C、D以外にも目撃者がいるとしてその供述調書の開示を裁判官に求めた。が、目撃者の氏名やどういう状況を目撃したのかについては情報を入手していなかったらしく明らかにされなかった。

裁判官は女性検事に「開示されますか」と尋ねたが女性検事は「開示はしない」とこれを拒否したのである。

それでも弁護人は執拗に求めたが、裁判官は開示勧告をするでも開示命令をするでもなく結審してA、B両名に対して確か懲役5年か6年の実刑を言い渡したのだ。

AはBの単独犯だと無罪を主張したが、BのほうはAと共同して実行したとして起訴事実を全面的に認めただけでなく、C、D両名の目撃供述があるので、裁判官としては、公判廷に提出された証拠で判断するに限り起訴事実を認定するのはむしろ当然であろう。

ただ、後で述べるとおり誤判決であるが、その最大の要因は弁護人が開示請求した残記録にあるC、D以外の目撃者の供述調書を開示せず女性検事がいわゆる証拠隠しをしたことにある。

次の要因は裁判官が開示勧告も、命令もしなかったことである。裁判官は被害者及び弁護人の言い分はあまり信用しないが、検事の言い分は全面的に信用するというのが日本の裁判官の姿勢なのだ。検事が証拠隠しなどするとは思ってもいないのである。

2)

直ちに弁護人は控訴し、私は控訴審において担当検事となった。従って前記に記載した事実は担当検事になった後になって知った事実なのである。

私は、裁判所から公判記録を、女性検事からは残記録を取り寄せ、それらの記録を検討した。何と残記録を見ると、他の残記録とは別に綴ったE、F両名の目撃者の供述調書があるではないか。その両者の供述調書には「公判不提出」と赤サインペンでわざわざ記載しているのである。その供

述によると「Bが単独でホームレスを橋の上から川に投げ込んだ」とあるではないか。

私はすぐ女性検事と呼び「公判不提出」と赤サインペンで記載している記録を示し

「これは誰が書いたんか」

「私が書きました」

「なぜ公判に提出しなかったのか」

「検察に不利な目撃供述ですので提出しませんでした」

私は非常に腹が立った。

「検事というのは真実のみを追究するのが仕事とちがうんかね、不利な証拠を隠すとは何事ですか」

と叱責した。女性検事は不満そうであったが私にたて突くことはなかった。

検事というのは何が真実であるか常に追い求めるために仕事をしているのである。その結果、それが無罪になってもそれはそれで真実が明らかになったのであるから、それでいいのだ。と私は思っている。

弁護人は控訴審においても、他の目撃者の供述調書の開示請求をしたが、私はそれに応じるのではなく、私自らE、F両名の供述調書を証拠として公判に提出したのだ。

結局C、D両名とE、F両名の相反する目撃供述があるわけである。C～Fは偶々通りかかった人達で全くの第3者出会うことさうその供述をする人物でもなかった。

私は道頓堀川において実地検証を試みた。そうするとC、Dの目撃した位置からA、Bの方向を見るとAがBに重なり合っているの見えるのである。その上その距離は60メートルも離れていてA、B両名が共同して実行したと見えても余り不自然ではなかったのである。E、F両名が目撃した位置からA、Bの方向を見ると重なり合うこともなく、距離も50メートル位ではっきりと目撃できるのである。私はBの単独犯行であることに確信を持った。

私は名古屋高検に転勤になったのでこの事件は後任に引き継いだが、その後Aは無罪、Bは単独犯行として有罪の判決があったらしい。

3)

証拠隠しをした事件として「財田川事件」というのがある。それは香川県

三豊郡財田町で1人暮らしのヤミ米ブローカーが全身を刃物で刺され殺害された事件である。有名な事件であるのでご存知の方も多いであろう。死刑判決を言い渡した裁判官が被告人を犯人であると断定した根拠というのは、犯人しか知りえない秘密の暴露があったからである。すなわち被告人は取り調べ段階で、突き刺した刃物を1度途中まで抜きかけてもう一度刺したと供述していた。それは被害者の死体解剖の鑑定結果が出る前の供述であった。その鑑定結果によると傷の刺入口は1つであるが、体内でV字になっている傷があった事実が明らかとなった。裁判官はそれが決め手で犯人と特定したのだ。

ところが再審請求の審理の段階になって被告人が自白する前の捜査記録に刑事の一人が被害者の傷に指を突っ込んで体内でV字になっている傷のあるとの記載があることが判明したというのである。すなわち、すでに捜査する側にはV時の傷があると知った上で、被告人に対し何度も気絶するほどの拷問が加えられ前記の自白が得られたのであった。

結局再審で無罪となったが、1審において当初から捜査記録を公判に提出していれば捜査側は被告人の自白以前にVの傷があったことを知っていた事実が判明しており秘密の暴露とはいえないのだ。それ故、裁判官は判断を誤ることもなかったのだ。

捜査側は被告人にとって極めて重要な捜査記録を隠したのだ。死刑が執行されていれば、誰が責任をとるのであろうか。

4)

検事は公益の代表者である。刑事裁判はゲームではないのである。あくまで何が真実なのか、あらゆる角度から追い求めることが使命なのだ。真実追求に障害となる被告人に有利な証拠を隠すことがあっては決してならないのである。

裁判員制度が導入されると、ある程度の証拠開示が認められるようではあるが。

著者: 三井環(元大阪高検公安部長)

公式Web: <http://www.solidarite.jp/>

登録/配信中止はこちら: <https://foomii.com/mypage/>
